

定 款

東京計器株式会社

昭和 2 3 年 1 2 月 2 1 日	制定
昭和 2 6 年 1 1 月 2 0 日	改正
昭和 2 7 年 1 1 月 3 0 日	〃
昭和 2 8 年 5 月 2 9 日	〃
昭和 3 1 年 5 月 2 9 日	〃
昭和 3 1 年 1 1 月 2 9 日	〃
昭和 3 2 年 5 月 3 1 日	〃
昭和 3 5 年 5 月 3 1 日	〃
昭和 3 5 年 1 1 月 2 9 日	〃
昭和 3 8 年 1 1 月 3 0 日	〃
昭和 3 9 年 5 月 3 0 日	〃
昭和 3 9 年 1 1 月 3 0 日	〃
昭和 4 1 年 5 月 3 1 日	〃
昭和 4 4 年 5 月 3 1 日	〃
昭和 4 5 年 5 月 3 0 日	〃
昭和 4 8 年 5 月 3 1 日	〃
昭和 5 0 年 5 月 3 1 日	〃
昭和 5 2 年 6 月 3 0 日	〃
昭和 5 3 年 6 月 3 0 日	〃
昭和 5 5 年 1 2 月 2 2 日	〃
昭和 5 6 年 6 月 3 0 日	〃
昭和 5 7 年 6 月 3 0 日	〃
昭和 6 3 年 6 月 2 9 日	〃
平成 2 年 9 月 1 日	〃
平成 3 年 6 月 2 7 日	〃
平成 6 年 6 月 2 9 日	〃
平成 1 3 年 6 月 2 8 日	〃
平成 1 4 年 6 月 2 7 日	〃
平成 1 5 年 6 月 2 7 日	〃
平成 1 6 年 6 月 2 9 日	〃
平成 1 7 年 6 月 2 9 日	〃
平成 1 8 年 6 月 2 9 日	〃

平成 1 9 年	6 月 2 8 日	改正
平成 2 0 年	6 月 2 7 日	〃
平成 2 0 年 1 0 月	1 日	〃
平成 2 1 年	6 月 2 6 日	〃
平成 2 2 年	1 月 6 日	〃
平成 2 2 年	6 月 2 9 日	〃
平成 2 3 年	6 月 2 9 日	〃
平成 2 8 年	6 月 2 9 日	〃
平成 2 9 年 1 0 月	1 日	〃
2 0 2 0 年	6 月 2 6 日	〃
2 0 2 1 年	6 月 2 9 日	〃

東京計器株式会社定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は東京計器株式会社と称する。

英文ではT O K Y O K E I K I I N C. と表示する。

第2条（本店の所在地）

当社は本店を東京都大田区に置く。

第3条（目的）

当社は次の業務を営むことを目的とする。

1. 計量器その他の計器及び計測器並びに船用、航空用、通信用、車両用、製造用機械器具及び部品の製造、修理並びに販売
2. 消火装置並びに遠隔指示装置、遠隔並びに自動管制装置、計算器その他管制に用いる機械器具及び部品の製造、修理並びに販売
3. 繊維工業用、農業用及び建築用機械器具及び部品の製造、修理並びに販売
4. 医療用、印刷用及び家庭用機械器具及び部品の製造、修理並びに販売
5. 一般廃棄物、産業廃棄物処理装置の製造、修理並びに販売
6. 情報処理、情報提供、ソフトウェアの開発及び販売並びに技術、技能等に関する各種教育訓練及びコンサルタント業務
7. 前各号に掲げるものの売買及び輸出入
8. 上記各号に関連する機械器具設置、消防施設、電気通信及び電気の各工事業
9. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、保守及び保全
10. スポーツ施設、遊戯場・カルチャーセンター等のレジャー施設、レストラン及び駐車場の経営
11. 衣料雑貨品、家具什器、寝具、書籍、農畜水産物、飲食料品、医薬品、化粧品、紙類・加工紙、スポーツ用品、燃料の売買及び輸出入
12. 総合リース業

13. 旅行代理業
14. 労働者派遣業
15. 保険の代理
16. 前各号に関連する一切の業務

第4条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株 式

第5条（株式の総数）

当会社の発行可能株式総数は5,000万株とする。

第6条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は100株とする。

第8条（単元未満株主の権利）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

1. 当会社は株式につき株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

第 10 条（株式取扱規則）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 11 条（基準日）

1. 当会社は毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録の株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とみなす。
2. 前項のほか必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条（決議の事項）

1. 当会社の株主総会は、法令またはこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
2. 当会社の企業価値及び株主共同の利益を不当に害されることを未然に防止するための買収防衛策としての大規模買付ルールを導入または廃止については、株主総会の決議により定めることができる。大規模買付ルールの改正は、取締役会の決議によって行う。
3. 大規模買付ルールに基づき、当会社株式の大規模買付者に対して実施する対抗措置の選択及び発動は、株主総会または取締役会の決議により定める。

第 13 条（招集の時期及び場所）

定時株主総会は毎決算期の翌日から 3 月以内にこれを開き臨時総会は必要の場合にこれを開く。

招集の場所は東京都内とする。

第 14 条（招集権者）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役が招集する。当該取締役に事故のあるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

1. 総会の決議は法令または定款に別段の定めのある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。
2. 会社法第309条第2項の規定による決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

第17条（議決権の代理行使）

1. 株主またはその法定代理人が代理人により議決権を行使しようとするときは当会社の議決権を行使することができる株主1名に限りこれを委任することができる。
2. 前項の場合には、株主またはその法定代理人もしくは代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第18条（決議の方法）

総会の議長は取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役がこれに任ずる。当該取締役に事故のあるときは取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに任ずる。

第19条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役、執行役員及び取締役会

第20条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

第 2 1 条（員数）

1. 当会社の取締役は、12名以内とする。
2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以内とする。

第 2 2 条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会の決議において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。
2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第 2 3 条（任期）

1. 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役の任期満了する時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 2 4 条（他社役員の兼務）

取締役は取締役会の承認を得なければ他の会社の役員となることができない。

第 2 5 条（執行役員）

1. 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。
2. 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員及びその他の役付執行役員を定めることができる。

第 26 条（代表取締役）

取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

第 27 条（会社の業務執行）

代表取締役は法令、定款並びに取締役会の決議に従い会社の業務を統轄し会社を代表する。社長執行役員は取締役会の決議に従い会社の業務を執行し取締役会に対して業務の報告をなすものとする。代表取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が代理し、社長執行役員に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役又は執行役員が代理する。

第 28 条（取締役会）

1. 取締役は取締役会を組織し会社の業務執行に関する重要事項を議決する。
2. 取締役会の運営に関しては法令または定款に規定するもののほかは取締役会の定めるところによる。

第 29 条（取締役会の区分及び開催場所）

1. 取締役会を分けて定時取締役会と臨時取締役会とする。
2. 定時取締役会は取締役会の定めるところにより東京都内において定期にこれを開催し臨時取締役会は必要に応じてこれを開催する。

第 30 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集の通知は各取締役に對し会日より 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合にはこれを短縮することができる。

第 31 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。

第 32 条（取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 33 条（重要な業務執行の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

第34条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印、または電子署名を行ない、10年間本店に備え置く。

第35条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により定める。

第36条（顧問）

取締役会において必要と認めるときは顧問若干名を置くことができる。その選任及び報酬は取締役会の決議をもって定める。

第37条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監 査 等 委 員 会

第38条（監査等委員会の設置）

当会社は、監査等委員会を置く。

第39条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第40条（監査等委員会）

監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

第41条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合にはこれを短縮することができる。

第42条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数で行う。

第43条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印、または電子署名を行ない、10年間本店に備え置く。

第44条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会 計 監 査 人

第45条（会計監査人）

当社は会計監査人を置く。

第46条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第47条（任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第48条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 4 9 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から（翌年） 3 月 3 1 日までとする。

第 5 0 条（剰余金の配当）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を支払う。

第 5 1 条（配当金の除斥期間）

1. 配当金については支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは会社は支払の義務を免れる。
2. 前項の配当金には利息をつけない。

以 上

付 則

第 1 条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）

平成 2 8 年 3 月 3 1 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 4 2 3 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 4 6 条の定めるところによる。